

第 13 回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議（概要）

日 時：平成 24 年 6 月 6 日（水）13:00～13:40

場 所：議事堂 3 階 301 委員会室

出席者：議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議委員 9 人

資料：第 13 回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議 事項書

- 資料 1 議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議における検討項目及び検討結果について（H24.5.29 現在）
- 資料 2 三重県議会基本条例の一部を改正する条例案及び新旧対照表
- 資料 3 施行期日（案）
- 資料 4 条例案提案説明（案）
- 資料 5 第 14 条の 2 第 3 項の修正提案
- 資料 6 今後のスケジュール（案）
- 資料 7 他会議への送り事項について（案）
- 資料 8 改正案文（未定稿）

委員：ただいまから第 13 回議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議を開催する。本日は、前回の会議までに決定した事項について、各会派に持ち帰っていただき、ご検討いただいた結果に基づき、条例改正の最終案を決定したい。最初に、各会派の意見があれば報告をお願いします。まず新政みえから。

委員：特になし。

委員：次に自民みらい。

委員：文書による質問制度について 2 点ほど意見が出た。1 点は、この検討会でも議論してきたことではあるが、一人の議員なり一つの会派なりが幾度にも渡って質問するとか、一つの質問項目に複数の項目が含まれていることがないように、一定の歯止めをかけるべきという意見があった。もう 1 点は、県民の意見というのは多様であり、議員はそれぞれの選挙区から選ばれてきたという立場もあるため、議会運営委員会で事前にその文書による質問を認める・認めないという判断をする際には、議会運営委員会で質問の中身、質問の意味合いを事前に配慮するということがないようにすべきという意見があった。

委員：次に公明党。

委員：中身についての意見は無かった。しかし、施行期日について、今後、議会運営委員会に諮られていくと思うが、やはり極力早くまとめていきながら、早く施行していくことが大事ではないかという意見があった。

委員：「鷹山」、「みんなの党」については、6 月 1 日に正副座長から意見を聞いたところ、特に修正の意見はなかった。ただ、自民みらいから言われたような内容の意見があった。文書による質問が濫発される懸念という意見はあった。それでは、自民みらいから出された二つの意見について議論いただきたい。一つ目の意見については、資料 1

18 ページの「詳細を詰めるにあたっての課題」でもほぼ同様のことが書かれている。「質問 1 件の具体的なイメージについて要検討」と書かれており、要するに質問 1 件というのはどこまでかという話である。

委員：この検討会で質問 1 件の具体的なイメージを固めて議運に提案するところまでやるのか。

委員：そういう考えではない。ある程度具体的なイメージが固まればそのイメージを報告できればというだけのことである。

委員：ここから先のことについては、基本的に議会運営委員会で議論するべきと思っている。文書による質問制度を導入しているところの事例を議会運営委員会で集めた上で、それを基に具体的な議論をしていただくのがいい。詳細を詰めるに当たって、このような課題があるというところで留めていいのではないか。

委員：一つ目の意見については、資料 1 18 ページ 2 番の課題の書き方でいいと思うが、よいか。

(了承)

二つ目の意見については、同ページの全般的な課題に書き足して、議会運営委員会へ送るということでよいか。

(了承)

では、そのようにさせていただく。次に、本条例の施行期日について協議をお願いします。公布日施行ということによいか。なお、採決日は 6 月 27 日を予定しており、公布日は 7 月 3 日頃になるかと思われる。もっとも、前回の会議において議論した文書による質問制度については、議会運営委員会において運用ルールが確定されなければ実際に制度として活用できない。施行されたにもかかわらず、運用ルールが確定されていないため活用できないという状態は、議会の権威にもかかわる。このことから、「文書による質問制度」に係る第 14 条の 2 については、別途施行期日を遅らせる必要があるかと思われる。議会運営委員会において運用ルールが十分に検討され、また執行部に対する「文書による質問制度」の周知期間もある程度必要であることも考えると、「文章による質問制度」についての施行期日は公布日から起算して三ヵ月後の本年 10 月頃からとしてはいかがか。案文としては資料 3 のとおりである。「第十四条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する」という書き方である。まずは議会改革推進会議に報告し、議会改革推進会議から議会運営委員会にいく流れの中で、早く決められるのであれば、早く決めてもらいたいという申し入れをする。このような形になると思うが、ご意見ををお願いします。

委員：公布日から起算して三月必要なのか。例えば、文書による質問制度の施行期日が 10 月とするとこの時期は閉会中か、実質的には四定の間閉会期間中である。そうすると 9 月会議が終わった頃でないとならば文書による質問制度は使えないということか。少なくともこの 6 月に議会が一旦閉じられ、9 月までの間はできないということが確定するということがか。

委員：条文上はそういうことになるが、スケジュールでいくと、13 日に上程予定で、その日に議会運営委員会に送られる。採決日が 27 日予定であり、その間、約 2 週間弱ある。

その間に議会運営委員会で決めていただければ、附則の部分の修正が可能であり、公布日施行ということに修正はできる。

委員：では、そうすると13日に上程されて、議会運営委員会で諮られる。諮られた時は、条例の改正内容を中心にまず条例の中身の審査が当然ある。それと合わせて、第14条2項における文書による質問制度の議会運営委員会に委ねられたルールの議論もなされるという認識でよいか。

委員：我が方としては、まずは議会改革推進会議を通して、他の委員会にこのルールを決めてくださいとお願いする立場である。議会運営委員会がまず条例審査だけを今回やり、ルールは時間をかけて決めるか、それとも、採決日までに全部決めるのかは、議会運営委員会が決めることになるが、頼む立場の私たちが、あまり短い時間で決めてくださいとお願いすることはできないので、3ヵ月程度の期間を置くという提案である。

委員：そうすると、一定の期間を見た上で、まずはこの提案をして、どのような審査をするのかはもっぱら議運に任されていることなので、仮に早く状況がまとまり、この附則部分の修正案が議会運営委員会として出されれば、それからの施行になるということも含めているのか。

委員：そうである。全会派から、この条例案について修正の意見はなかったもので、基本的にはこの案で審議していただけるという段階まできている。あとは議会運営委員会にお願いさせていただく。

委員：事務局に確認したいことが1点ある。例えば県民の生活に係わるような不利益処分をしなければいけないとか、そのような条例改正であれば当然周知期間というものが必要になるが、この基本条例は、我々議会を含めた行政内部の話で、そのような中で執行部に対する周知期間というものが必要か否かということについて、確認したい。

事務局：一般的には周知期間にルールというのではないが、やはり円滑な条例の施行運用を図ろうとする場合は、関係者の意向を踏まえて周知期間が必要と考えられるものもある。今回の場合も、一定の周知期間は必要かと思われる。

委員：執行部から言われてきているのは、周知期間を置いてほしいというよりは、内容について協議してほしいということだと理解している。執行部からの意見を踏まえて、我々としても執行部との協議は必要だと思っている。それと周知期間が必要かどうかということは、別の話と理解している。そういうことも含めて議会運営委員会へ送っていただければありがたい。なので、今、座長がおっしゃられた議会運営委員会への申し送りの中に、議会の権威がどうのこうのということまで言えるか自信がないので別として、執行部に対する周知期間を置かなければいけないからというのは、いかなものかという感じを持っている。勿論協議はしなければいけないと思っているが、周知期間を置かなければいけないのかというのは少し違うと思っているので、そこら辺はお含みおきいただきたい。

委員：制度ができないまま公布し、制度ができた時から運用する、そういうことが可能なかどうかを事務局に確認してもらった。説明をお願いします。

事務局：施行日に施行できない規定を設けることは、想定されていないという判断である。

委員：条例、法律で施行日に施行できないものを規定するという思想がまずなく、少し無理があるということで、そこは理解をいただきたい。実際に送るのであれば、やはりある程度議論をいただく期間が必要ということで申し入れをさせていただく、ということでは理解いただけるか。

(了承)

では、そのようにする。それと、今議論になっている資料1 18ページの議論の整理であるが、この案に先ほどの内容のことを加えて、議会改革推進会議役員会に報告し、同会議から議会運営委員会に対して案の検討をお願いしていただくように進めたいと思うが、それでよいか。

委員：確認したいが、18ページの8番の「各議員への配付」というのは、全議員への配付という意味でよいのか。

委員：そうである。では、よろしいか。

(了承)

次に、前回の会議において、議員活動や議員報酬、政務調査費に関して何らかの議論の足跡を残す方法として条例改正の提案説明で示すことが合意された。資料4のとおり案を作ったので、事務局から説明させる。

事務局：資料4を朗読。

委員：この案でよいか。

(了承)

では、そのようにする。次に事務局から、資料5のとおり条例改正案について修正の意見が出されている。事務局から説明させる。

事務局：資料5をご覧ください。文書による質問制度の第14条の2第3項の規定についてであるが、前回の会議で、真ん中の案文のように、「規定の適用に関し」という文言になったのを、左側の案文のように、「手続きに関し」という文言に修正したい。

委員：只今の説明について、いかがか。よろしいか。

(了承)

それでは、そのようにする。それでは、資料6のスケジュール案をご覧ください。前回の会議でお示したスケジュールでいくと、明日、6月7日に議会改革推進会議役員会を開催していただき、本日まとまった結果を報告することとしているので、これをご承知おき願いたい。なお、その際、条例改正案とは別に議会運営委員会など他の議会へ申し送りすべき事項として資料7のとおり整理し、合わせて報告したい。内容について事務局から説明させる。

事務局：資料7を説明。

委員：では、この内容でよろしいか。ご意見のほどをお願いする。

委員：六つ目で、通年議会を検討してもらうように申し入れるという部分であるが、執行部が言ってきた「閉会中は、議会活動は認めない」ということを了承したことになるのか。

委員：これは前の議論の中で、「そういうことではなくて」ということでまとめていただいたと思うが、よいか。

委員：そうすると、執行部からこのように言ってきたが、閉会中も議会活動はできるということであるが、より通年議会の方が、もっとスムーズに、文書による質問制度もより生かせる形になるという意味での申し出ということか。

委員：そういうことである。

委員：四つ目の議長定例記者会見で、前回も確認をさせていただいたが、先の議長会見の中で、議長から特に発言がなされた。会見録を読んだだけで雰囲気が伝わりにくかったが、議長としては、この検討会でこのことも議論にはなったが、条例上は反映させないことになったので、特に共催者である記者クラブとの話はしなかった、というお答えをされたと思っている。それに対して記者の方から、分かりやすい例だと思ったが、共有地を持っていて、片方の方が家を建てるのに見積もりまで取ったけれども、やっぱり止めたと言って、共有地のもう一人の方に何も言わないのはいかがなものかという例を言われた。それに対するその後のやり取りが会議録からは読み取りづらく、結局、結論としては、これは代表者会議でこのことについて共催である記者クラブと議論してくださいということに、議長の判断がなったということでこういう書き方になっているのか、少なくともこのプロジェクト会議からは手を放れてしまったという理解はここでさせてもらうが、代表者会議でこのようなことをやってくださいということで、議長も了解した上での話ということか。

事務局：議長としては、その時は再度記者からの申し出に対して、もう少し検討をさせていただくということだけで、代表者会議で検討するということはおっしゃっていない。ここでの整理は、このプロジェクト会議での議論を踏まえるとこのような表現になるということである。

委員：了解した。確認だが、このプロジェクト会議で提案させていただいて、正・副座長の方からも議長とも相談の上、議長が会見で問われたので、お答えになられたと。でも、さらなる検討が必要だということで、三重県議会としては、これは代表者会議マターに変わったという理解で今後進んでいくと。その上で、代表者会議において、共催者である記者クラブとの何らかのやり取りが今後あり得るであろうというところに今きているという理解でよいか。

事務局：少し言葉足らずだったが、議長としては、代表者会議にかけるということはおっしゃっていない。こちらのプロジェクト会議の整理としてのみ、このような表現を取っているというだけである。プロジェクト会議の一応の最終報告として議会改革推進会議役員会に報告されることになると思うが、代表者会議マターとするかどうかということも、また議論されるかと思う。

委員：であるなら、プロジェクト会議としては、資料7のままで結構だが、明日の議会改革推進会議役員会までに、改めてこの部分については議長の発言を基に動いている話でもあるので、事務局として議長に確認していただいた上で、役員会に諮っていただくようお願いしたい。

委員：今の話を整理すると、相手は代表者会議ではなくて議会改革推進会議である。そこは訂正をした上で出したいと思う。

委員：そうすると、議会改革推進会議でその扱いをどうするかというのを検討すると。そ

れを代表者会議にするのか、別のところとするのかは、そこでまた判断してもらうのが正しい解釈か。

委員：そうである。

委員：了解した。それでは、議会改革推進会議にプロジェクト会議から座長が投げただくにあたり、議長の考え方を確認だけはしておいてほしい。議会改革推進会議に持っていくのであれば、議会改革推進会議として、どこで議論するかという話をする時に、議長の言っている思いというものがあれば確認をしておきたいので、よろしく願います。

委員：二つ目、四つ目、五つ目はそういう意味では議会改革推進会議であり、いきなり代表者会議へこちらのプロジェクト会議から申し入れるという話ではないと思うので、まずは議会改革推進会議へ報告し、議会改革推進会議でどこでやっていただくか判断してもらおう。プロジェクト会議が「代表者会議」と書くのは僭越なので、「代表者会議」ではなくて「議会改革推進会議」へ直らせていただいた上で報告をさせていただきたい。

(了承)

次に、6月11日に予定している全員協議会の開催について、正副座長から正副議長に対し開催することをお願いし、ご了解をいただいた。当日は、本会議散会後に開催する予定であるので、ご出席のほど願います。なお、条例改正案の説明は座長において行うが、プロジェクト会議のメンバーについては、会場からの質問に対し委員全員で対応すべく前席にお並び願う。また、全員協議会が終了したら、その際に出されたご意見を踏まえ、条例案を確定するため、第14回プロジェクト会議を開催するので、併せてご承知おき願う。その際、条例提案者の署名をお願いしたいと考えているが、このプロジェクト会議のメンバー全員が名前を連ねるということでよいか。

委員：議会運営委員会に諮られるということで、議会運営委員会のメンバーは委員長、副委員長でなければ署名議員になってもよかったのか。

事務局：正副委員長でなければよい。前の「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の時も同じ扱いをさせていただいた。

委員：正副委員長がいないので、全員でということをお願いしたいと思うが、よいか。

(了承)

それでは、そのようにする。なお、提出する条例改正案の案文は資料8のとおりであるが、第14条の2第3項については、先に事務局より修正案があった文言に変更となる。では、次回の会議は6月11日、全員協議会終了後の開催とする。本日の検討事項は以上である。これをもって閉会とする。